

平成 21 年 11 月 18 日

厚生労働大臣 長妻 昭 様

社会福祉法人

日本身体障害者団体連合会

会 長 小川 榮一

障害者福祉施策に関する日身連の要望について

平素より障害者の権利の向上並びに福祉の充実へのご尽力に対し、心から敬意を表します。

民主党の政権政策マニフェストにおいては、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する」旨が述べられています。この方針に沿って新政権下でも合意がなされ、長妻厚生労働大臣からも同法の廃止が表明されているところです。

一方、障害者自立支援法に代わる新制度導入までの間、当面は同法の下に各施策やサービスが進められていくこととなり、障害当事者および関係事業者等に混乱が起きないように、また制度の改善が停滞しないよう対応策を講じることが喫緊の課題です。とりわけ、来年度予算に関わる事柄については、緊急の経過措置が必要です。

つきましては、下記の点を緊急に要望いたします。

記

1. 障害者の範囲及び障害程度区分について

- (1) 障害者の範囲について、「発達障害、高次脳機能障害、肝機能障害、難病」まで拡充していただきたい。
- (2) 「障害程度区分」について、障害程度により「サービスの利用」を認めない制度は、「障害者権利条約」の原理・原則である、障害者の「自主選択権」・「自主決定権」を否定するものであり、事業者に対する報酬単価基準とする等、障害者のニーズに相応しいサービスを保障するシステムになっていない。従って、「障害程度区分」については、平成 23 年度末までに廃止するものとし、その間、現行の「障害程度区分」の運用の扱いを柔軟にし、障害当事者個人の必要性に応じたサービスや支援が受けられるよう、運用を図っていただきたい。

2. 利用者負担の見直しについて

- (1) 福祉サービス・補装具・自立医療支援の利用負担について、現行の定率負担（応益負担）を応能負担に変更していただきたい。応能負担における負担額の算定については、現行の「世帯単位」を廃止して、「個人単位（利用者本人、配偶者を含む）」にしていきたい。応能負担の変更の検討の際、新たに導入されたホテルコストの考えを改め、「食費・光熱費」の徴収制度の廃止についても検討していただきたい。

また、福祉サービス・補装具・自立支援医療の利用負担額の合算する方式を検討し、減額策を講じていただきたい。

- (2) 一般就労以外の就労移行支援事業、就労継続事業、地域活動支援センターの利用負担は無料にしていきたい。
- (3) 手話通訳者派遣事業等コミュニケーション支援事業の利用負担は無料にしていきたい。

3. 相談支援の充実について

- (1) 相談支援体制の強化について
 - ・地域に総合的相談支援センターの設置していただきたい。
 - ・自立支援協議会について、法定化していただきたい。
- (2) 家族支援（特に知的障害・精神障害）に対する相談支援体制強化について検討していただきたい。
- (3) 障害者相談員制度のあり方を含めて、障害者相談員の活用促進化について検討していただきたい。

4. 障害児支援の強化について

- (1) 障害児の支援については、居宅支援、施設支援、育成医療、補装具等のすべてにおいて、原則として児童福祉法のもとで施行していただきたい。
- (2) 障害種別等に分かれている現行の障害児施設（通所・入所）について一元化していただきたい。
- (3) 通所サービスについては市町村を実施主体としていただきたい。
- (4) 放課後等のデイサービス事業を創設していただきたい。
- (5) 障害児支援専門機関が保育所等に訪問、支援する事業の制度化を検討していただきたい。
- (6) 18歳以上の入所者については障害者施策対応するよう見直ししていただきたい。

5. 地域における自立した生活のための支援の充実について

- (1) グループホーム・ケアホーム利用時の助成制度を創設していただきたい。
- (2) 重度視覚障害者のための移動支援を自立支援給付（義務的経費）の対象とした同行援護制度を創設していただきたい。

- (3) 視覚障害者への情報提供のため、国や地方公共団体の会議資料や、広報誌等は、点字化及び音声化していただきたい。また、ガイドヘルパー業務及びホームヘルパー業務に、代筆、代読を明記し、視覚障害者のコミュニケーション支援を充実していただきたい。
- (4) 全身性障害者・知的障害者・精神障害者の移動支援を、自立支援給付（義務的経費）の対象として統一、整理を検討していただきたい。
- (5) 事業者の業務管理体制の整備等を図っていただきたい。

6. 事業者の経営基盤の強化について

- (1) サービス事業者に対する報酬については、日額払いから月額払いに見直していただきたい。但し、利用者の多様なニーズに応じて、複数のサービスの利用が可能になるよう、日額払いになるような仕組みの構築も検討していただきたい。
- (2) 報酬単価については「利用者へのサービスの質・量」並びに「職員の確保、定着」を含めた職員の配置基準の見直し、事業者の安定した運営ができる額にしていきたい。
- (3) 自立訓練・就労移行支援における標準利用期間超過減算制度は廃止していただきたい。
- (4) 就労継続支援事業A型における「雇用契約」と「利用契約」の二重契約制度は廃止していただきたい。
- (5) 地域活動支援センターの定員については、現行の10人を5人に引下げていただきたい。

7. 地域生活支援事業の見直しについて

福祉サービス並びに利用者負担等の実態を調査し、地域間格差解消のために適正な対策を講じるとともに、事業の財政責任を明確にし、地域生活支援事業経費（相談支援、移動支援、コミュニケーション支援、日常生活用具、地域活動支援センター）の裁量的経費を義務的経費化とすることについて検討していただきたい。

8. 所得保障について

- (1) 障害基礎年金の引き上げを検討していただきたい。
- (2) 住宅手当の創設を検討していただきたい。

9. その他

「障害者虐待防止法（仮称）」、「障害者差別禁止法（仮称）」、及び「国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進に関する法律（仮称）」が、早期に実現するよう図っていただきたい。

上記、要望事項については、緊急を要することであり、その検討にあたっては、早急に障害当事者団体等と協議に入っていただきたい。

なお、要望事項実現の前提条件として、下記の点を十分に考慮いただきたい。
前提条件；

- (1) 「障害者権利条約」・「障害者基本法」との整合性を保つこと。
- (2) 「障害者自立支援法」に対する行政訴訟の解決はかること。
- (3) 改正内容は「障害者総合福祉法」への円滑に移行ができるものであること。
- (4) 現行の法秩序及び実施体制に新たな混乱を生じさせないこと。
- (5) 「利用者サービス」・「事業者に対する報酬」の水準を現行以上にすること。
- (6) 地域間格差が生じないように、改正に要する予算は十分に確保すること。
- (7) シンプルで誰もが分かりやすい制度を目指すこと。

以 上